

平成20年 No.14

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程

制定理由

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2の規定に基づき，東京学芸大学の教育上の目的を定めるものである。

承認経過

平成20年3月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程を次のように制定する。

平成20年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第21号

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的（以下「教育目的」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 教育目的は、教育学部に置く課程ごとに定める。

2 教育学部に置く各課程の教育目的は、別表のとおりとする。

(公表等)

第3条 教育目的は、本学のホームページにおいて公表する。

2 教育目的を変更した場合は、速やかに公表内容を変更する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表 各課程の教育目的

○ 平成 19 年度以降の入学者対象

課程	教育目的
初等教育教員養成課程（A類）	初等教育教員養成課程は、幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理）においてはそれぞれの選修の専門的知識・技能および小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園または小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
中等教育教員養成課程（B類）	中等教育教員養成課程は、中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、技術、書道）において、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
特別支援教育教員養成課程（C類）	特別支援教育教員養成課程は、特別支援教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害教育」「言語障害教育」「発達障害教育」「学習障害教育」の4専攻において、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、特別支援教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
養護教育教員養成課程（D類）	養護教育教員養成課程は、養護教育を担う教員（養護教諭）を養成することを目的とし、「養護教育」専攻において、養護教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた養護教育を実践するための能力を育成するための教育を行う。
人間社会科学課程（N類）	人間社会科学課程は、高度化・複雑化した現代社会における人間を幅広い学問領域を基礎にして総合的に捉え、生涯にわたる人間の成長を支援できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「生涯学習」「カウンセリング」「総合社会システム」の3専攻において、人間社会科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
国際理解教育課程（K類）	国際理解教育課程は、国際化社会で国際理解・国際協力・異文化間共生に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「国際教育」「多言語多文化」「日本語教育」「日本研究」「アジア研究」「欧米研究」の6専攻において、国際理解教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
環境総合科学課程（F類）	環境総合科学課程は、人間社会と環境の関係を自然・社会・文化の観点から捉え、この関係の改善に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「環境教育」「自然環境科学」「文化財科学」の3専攻において、環境総合科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
情報教育課程（J類）	情報教育課程は、情報化社会に関する多面的理解と高度な情報技術をもって社会の情報化に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「情報教育」専攻において、情報教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
芸術スポーツ文化課程（G類）	芸術スポーツ文化課程は、生涯学習社会において人間の生活を充実させる芸術およびスポーツの中心的担い手とそれらを専門的立場から支援する教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「音楽」「美術」「書道」「表現コミュニケーション」「生涯スポーツ」の5専攻において、芸術およびスポーツの各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

○ 平成 12 年度から平成 18 年度までの入学者対象

課程	教育目的
初等教育教員養成課程（A 類）	初等教育教員養成課程は、小学校教育と幼児教育を担う教員を養成することを目的とし、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、学校教育）においてはそれぞれの選修の専門的知識・技能および小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を、幼稚園選修においては幼児教育の専門的知識・技能を習得させるとともに、小学校または幼稚園における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
中等教育教員養成課程（B 類）	中等教育教員養成課程は、中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）において、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
障害児教育教員養成課程（C 類）	障害児教育教員養成課程は、障害児教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害児教育」「養護学校教育」「言語障害児教育」の 3 専攻において、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、障害児教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
生涯学習課程（L 類）	生涯学習課程は、高度化・複雑化した現代社会において、生涯にわたる人間の成長を学習活動・スポーツの面で支援できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「学習社会文化」「生涯スポーツ」の 2 専攻において、生涯学習についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
人間福祉課程（N 類）	人間福祉課程は、高度化・複雑化した現代社会における人間を心理学および社会科学の観点から科学的に捉え、人間社会の安寧に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「カウンセリング」「総合社会システム」の 2 専攻において、心理学および社会科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
国際理解教育課程（K 類）	国際理解教育課程は、国際化社会で国際理解・国際協力・異文化間共生に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「国際教育」「多言語多文化」「日本語教育」「日本研究」「アジア研究」「欧米研究」の 6 専攻において、国際理解教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
環境教育課程（F 類）	環境教育課程は、人間社会と環境の関係を自然・社会・文化の観点から捉え、この関係の改善に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「環境教育」「自然環境科学」「文化財科学」の 3 専攻において、環境教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
情報教育課程（J 類）	情報教育課程は、情報化社会に関する多面的理解と高度な情報技術をもって社会の情報化に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「情報教育」専攻において、情報教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
芸術文化課程（G 類）	芸術文化課程は、生涯学習社会において人間の生活を文化的に充実させる芸術の中心的担い手とそれらを専門的立場から支援する教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「音楽」「美術」「書道」「表現コミュニケーション」の 4 専攻において、芸術各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性にもとづいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。